

日米共同訓練は即時中止せよ！

百里正門前に「訓練反対・即時止めろ」の声、大きく響く！



百里基地で、今年最初の日米共同訓練が、4月6日（金）～12日（木）まで開催されています。県内の11団体で構成している「米軍機くるな！茨城県実行委員会」（事務局：県平和委員会）が呼びかけ、4月6日（金）10時から、百里基地正門前で抗議行動を行いました。

集団的自衛権を容認した「安保法制＝戦争法」が施行されてから、日米共同訓練が3倍にも拡大されたと言います。東京の横田基地にはオスプレイの配備が前倒しされ、5機の配備も強行されました。今後も拡大されます。関東周辺も日常的に米軍の訓練にさらされる状況が現実になっています。

戦闘機の騒音と民間旅客機の騒音は比べようがありません。訓練は激しい騒音を撒き散らします。抗議中も訓練が強行されていましたが、拡声器を最大にしてもぜんぜん聞こえなくなり、時間の過ぎるのを待つほどです。地域の人たちの怒りは大きいものです。

また訓練中の事故も頻発しています。米軍はアメリカ国内では民家の上空を飛ぶことはありません。ところが日本での訓練は民家の上空をしかも低空で飛び回ります。安保条約と日米地位協定で認めているからです。こんなことが許されていいはずはありません。平和な空を取り戻すため、私たちが声を上げましょう。次ページに抗議文を掲載します。

「原子力所在地域首長懇談会」と日本原電との間で 「新安全協定」が締結される！！たたかいはこれから！



東海第二原発の再稼働について、3月29日、東海村と水戸市、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市など周辺5市1村で構成する「原子力所在地域首長懇談会」が、日本原子力発電（日本原電）と新たな「安全協定」を結びました。「東海第二原発を再稼働するに当たって『事前同意権』を5市にも認める」としています。

東海第二原発は今年11月に運転期限の40年を迎えます。現在、日本原電の申請に基づいて規制委員会が稼働延長の審査をしています。規制委員会が認めれば20年の運転延長が可能です。

■水戸市（30km圏内）3月議会で「稼働反対意見書」採択！「主旨採択」も2市で！

東海第二原発30km圏内の15自治体の中で、常陸太田市と常陸

大宮市では「稼働20年延長反対」の請願が、「趣旨採択」されています。「趣旨採択」とは、「請願（陳情）の採択」とは全く違い、採択した意見書を国や原電に送付しません。「趣旨採択」した議会の意思を外部に発信しません。「意見書採択」と「趣旨採択」の違いは大きいものです。

しかし「趣旨採択」とはいえ、「議会が反対の意思を表明」したことは重いものです。今後も議会に対して「採択」の働きかけと、首長に対する「稼働反対の意思表明」を迫る必要があります。一方水戸市の3月議会では「東海第二原発再稼働に反対する請願書」が可決されました。今後の紆余曲折はあるにしても、30km圏内の自治体が「稼働反対」の意思を表明させる取り組みが重要になっています。

永田町 春の夜に響く



原発ヤメロ！

やめられないならアベヤメロ

森友改ざん 責任とれ！

首都圏反原発連合は、3月30日夜、恒例の金曜日首相官邸前行動を行った。永田町界隈の桜花も爛漫、気候も良くなって久々に参加したという人も含めて、2,800人に増えた。



県平和委員会事務局長木村さん（写真）夫妻も参加。大飯原発・玄海原発再稼働反対のプラカードを掲げ「原発ヤメロ やめられないなら首相もヤメロ」をコールした。東海村から参加した女性はマイクを握り「東海第2原発」の危険性を訴えた。引き続き集会は「森友学園問題文書改ざん」への怒りの大規模な抗議行動に引き継がれ、首相官邸前から霞が関の官庁街までの歩道を13,000人が埋め尽くし安倍首相や麻生財務相の辞任を求める声をあげた。マイクを握った主催者は佐川宣寿・前財務相理財局長の承認喚問では真相が明らかにはならなかった、安倍昭恵、夫人付きだった谷査恵子、前・理財局長迫田英典、今井尚哉首相政務秘書官ら各氏の喚問を求めた。集会は夜半まで続いた。

佐川 廣文（東京在住・会員）

平和新聞

2018年4月15日（日）

2166号（毎月5,15,25日発行）

1950年12月16日第三種郵便物許可 発行 日本平和委員会
1部140円 月額400円 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館
（郵送料月額120円）電話03(3451)6377 FAX03(3451)6277

平和かわら版 平和新聞茨城版 No. 805

2018.4/15

発行：茨城県平和委員会 〒310-0912 水戸市見川5-127-281
Tel/Fax 029-251-2806 E-mail ibahei@amber.plala.or.jp

日本平和委員会関東ブロック会議のご案内

日本平和委員会関東ブロック会議を以下の日程で行うことを、関係県で協議し、内定しました。これは、CV22オスプレイを今夏にも横田基地に配備する計画が急ぎよ発表される中、関東各県の運動を強化し、全国大会に向けた仲間づくり運動を本格的に強化し、成功させるための活動交流を主眼に行うことになったものです。

■とき：5月9日（水）午後1時30分～5時30分

■会場：衆議員第2議員会館第5会議室

■内容：国会議員によるCV22問題のレクチャー、各地の活動交流、仲間づくり・組織建設を推進するために交流。

●参加を希望する方は、県平和委員会まで連絡をお願いします。

2018年 4月 6日

小野寺五典 防衛大臣 殿
柏瀬 静雄 百里基地司令 殿

百里基地での日米共同訓練の即時中止を求めます

地元自治体から、「防衛省は4月6日（金）～4月12日（木）まで、航空自衛隊百里基地でタイプIの日米共同訓練（戦闘機戦闘訓練）」が伝えられました。

日米共同訓練は、日本防衛とは全く異質であり、「専守防衛」を踏み超えるものです。国会で強行採決された安保法制＝戦争法制の具体化であり、アメリカの専制攻撃に自衛隊を引きずりこみ、憲法違反の「集団的自衛権行使」を準備するものです。

アメリカと北朝鮮との軍事的緊張の中、世界の多くの国々が北東アジアの軍事的緊張が戦争につながりかねないことを憂慮し、話し合いの解決を呼びかけています。そのなかで韓国と北朝鮮では、緊張緩和に向けた話し合いが始まりました。5月にはアメリカとの和平に向けた首脳会談も発表されました。米韓共同訓練を強行してはいますが、規模も縮小しています。こうした時に行う日米共同訓練は、実施そのものがさらに緊張をもたらします。日米共同訓練は即刻中止すべきです。

百里基地の訓練での騒音は「話が全然聞き取れない」というようにひどいものです。近隣の市議会から「騒音を減らしてほしい」との要望書が何度も出されています。

そればかりではありません。昨年10月には百里基地で戦闘機訓練のため滑走路に向かっていたF14ファントム戦闘機が出火事故を起こしました。離陸後の出火なら大惨事につながります。また今年2月三沢基地で米軍のF6戦闘機が離陸直後異常起こり、2

本の燃料タンクを小川原湖に投棄して緊急着陸しました。燃料タンクの落下現場は操業中の漁船から200mしか離れていません。あわや住民巻き添えの重大事故と言う事態でした。投棄された湖が汚染され、休漁となっています。米軍でも自衛隊でも事故が頻発しているのが現実です。

自衛隊と米軍の訓練中、万が一にも事故等がおきた場合、被害を受けるのは住民であり県民です。訓練空域には東海第二原発もあり重大な事態も予想されます。訓練は即刻中止して下さい。

また、日本の子どもたちは世界でも貧困率が高く大変な状況です。防衛費が増えれば福祉・教育費等が減らされます。戦争につながりかねないこのような無謀な訓練を止め、国民生活の安定のために税金は優先して使うべきです。

今回の日米共同訓練に際し下記を要望します。誠実で迅速な対応をお願いします。

記

1. 日米共同訓練を、即時中止にしてください。

米軍機くるな！茨城県実行委員会

- ・百里基地反対同盟・茨城県労働組合総連合
- ・新日本婦人の会茨城県本部・農民運動茨城県連合会
- ・茨城県商工団体連合会・茨城革新懇・茨城県平和委員会
- ・原水爆禁止茨城県協議会・茨城県高等学校教職員組合
- ・日本民主青年同盟茨城県委員会・日本共産党茨城県委員会

御一緒しませんか！！ 沖縄連帯ツアー

辺野古・伊江島 in 沖縄

6月23日（土）～26日（火）

茨城空港⇒発11：00発

参加費 8万円程度・定員48人

第1次締め切り 5月18日（金）

※詳細4/25号に発表！

「沖縄に学ぶツアー茨城実行委員会」



3000万署名の統一チラシの

「新版」ができた！

必要数を事務所か、
県平和委員会へ連絡
を！

緊急に必要な場合は、事務所に取りに来ていただくか、メール又は事務所あてFAXでご連絡ください。なお、HPには簡単にアップしてあります。

(<http://all-ibaraki3000man.com>)

「表現の自由を守る」学習会！

ぜひ参加しよう！

私たちの運動に取って

看過できない重要な問題が発生

【表現の自由を守る水戸支部学習会のお知らせ】

水戸駅のペDESTリアンデッキでは、これまで秘密法反対、戦争法、共謀罪阻止など、宣伝・署名行動や集会で使われてきました。救援会でも布川事件や守大助さん支援など毎月のように宣伝・署名行動を行ってきました。2月、茨城保健生協の「バレンタイン宣伝」を行っていたところ、警察官が責任者に近寄り、「許可をとっているのか」と聞いてきて、「この看板にあるとおり許可がなければ使えない」と言ってきました。終盤だったため「もう少しで終わる」と対応して引き下がりましたが、いつの間にか『・・・この場所を使用する際には届出が必要となります。水戸市・水戸警察署』という看板が5枚も取り付けられていたのです。

では、こうした規制に法的根拠があるのでしょうか。

宣伝・署名は全て届出や許可が

必要なのでしょうか。

答えはNO！です。



憲法に保証された表現の自由を守るために、まずは学習し、そして具体的な行動で跳ね返していきましょう。そのための実践的な学習会を行います。もちろん会員以外でも誰でも参加できます。国民救援会90周年の記念DVDも上映します。お誘いあわせてご参加ください。

(救援会水戸支部ニュースNo.135号からの転載)

日時： 4月17日（火） 午後6時30分～

場所： 水戸翔合同法律事務所 1階会議室

講師： 弁護士 丸山幸司

主催： 国民救援会水戸支部